

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 2 月 15 日 (火) 第 286 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

〇くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 1

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 119 号

漁業法 (昭和 24 年法律第 267 号) 第 16 条 第 1 項 の 規 定 に よ り , く ろ ま ぐ ろ ( 小 型 魚 ) に 関 す る 令 和 3 管 理 年 度 に お け る 知 事 管 理 漁 獲 可 能 量 を 次 の よ う に 変 更 し た 。

令 和 4 年 2 月 15 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 管理の対象となる期間  
令和 3 年 4 月 1 日 から 令 和 4 年 3 月 31 日 まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について, 本県に定められた数量  
23.1 トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿 児 島 県 定 置 漁 業 ( 上 半 期 )	4.6 トン
鹿 児 島 県 定 置 漁 業 ( 下 半 期 )	12.5 トン
鹿 児 島 県 そ の 他 の く ろ ま ぐ ろ ( 小 型 魚 ) 漁 業 ( 上 半 期 )	0.1 トン
鹿 児 島 県 そ の 他 の く ろ ま ぐ ろ ( 小 型 魚 ) 漁 業 ( 下 半 期 )	5.9 トン